

2総防管第4173号  
令和3年3月26日

各区市町村長 殿

東京都知事  
小池百合子  
(公印省略)

4月1日以降の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく  
施設の使用制限、催物の開催制限の要請等について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月22日付2総防管第4086号「緊急事態宣言解除後の催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について」において、催物の開催制限、施設の使用制限の要請等について、当面、3月31日までの取扱いについては、3月18日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）において決定しており、4月1日以降の取扱いについては、改めて対策本部における決定後、別途通知することとしておりましたが、3月24日開催の対策本部において、当面、4月1日から4月21日までの期間における法第24条第9項に基づく施設の使用制限、催物の開催制限の要請等について、別紙「リバウンド防止期間における東京都の対応」のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

その概要は、①都民に対する日中も含めた不要不急の外出自粛の要請、②飲食店等に対する営業時間短縮の要請（営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで）、業種別ガイドライン遵守の要請、③イベントの開催制限の要請、また、各種施設に対し、同様の内容について、協力を依頼するものです。

なお、4月22日以降の取扱いについては、別途通知いたします。

各区市町村におかれましては、関係機関等への周知及び対応について、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡

令和3年3月26日

各局等防災担当者 様

東京都総合防災部防災管理課

危機管理調整担当課長

4月1日以降の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく  
施設の使用制限、催物の開催制限の要請等について

令和3年3月22日付けの事務連絡「緊急事態宣言解除後の催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について」において、催物の開催制限、施設の使用制限の要請等について、当面、3月31日までの取扱いについては、3月18日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）において決定しており、4月1日以降の取扱いについては、改めて対策本部における決定後、別途通知することとしておりましたが、3月24日開催の対策本部において、当面、4月1日から4月21日までの期間における法第24条第9項に基づく施設の使用制限、催物の開催制限の要請等について、別紙「リバウンド防止期間における東京都の対応」のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

その概要は、①都民に対する日中も含めた不要不急の外出自粛の要請、②飲食店等に対する営業時間短縮の要請（営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで）、業種別ガイドライン遵守の要請、③イベントの開催制限の要請、また、各種施設に対し、同様の内容について、協力を依頼するものです。

なお、4月22日以降の取扱いについては、別途通知いたします。

各局等におかれましては、関係機関等への周知及び対応をお願いいたします。

※このことについては、別途、都内区市町村新型コロナウイルス感染症対策主管課宛て通知文を送付しております。

(担当)

東京都総務局総合防災部防災管理課

危機管理調整担当 飛田、長山

電話 03-5388-2604（直通） 都庁内線 25-981